

業種 (番号 記入)	6	1製造業 2建設業 3卸売業 4小売業 5飲食業 6サービス業 7その他	主な取扱 商品・製品等	スイミングスクール			
資本金	300万円	年間 売上高	6,954万円	従業員 数	常時雇用 3人 パート 12人 役員(法人) 2人 専従者 人	創業 年月 (西暦)	1976年 1月
指導日		主な指導項目					
11月17日(火)		新型コロナウイルス感染症の中小企業向け支援施策の説明					
11月27日(金)		県補助金の申請と補助事業の内容について					
11月30日(月)		補助事業の効果と申請手続きについて					
指導 分類 (番号 記入)	1	11	16	1経営全般 2創業 3事業承継 4事業計画 5資金 6法律・特許等 7税務 8労務 9販路・取引 10開発・技術 11 IT・情報化 12生産・品質管理 13店舗・不動産 14記帳 15倒産防止 16その他(神奈川県感染症対策事業費補助金申請支援)			
相談 内容	スイミングスクールを運営する弊社は、緊急事態宣言発令による休館、他スポーツジムのクラスター発生等の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、退会者の増加、新規加入者の減少等により売上、利益が大幅に減少している。この状況を改善するため、HPを改良、充実させ集客数の向上を図り、売上、利益の回復を図りたい。経費軽減のため神奈川県感染症対策事業費補助金申請を考えているので、支援をお願いしたい。						
相談時 における 課題・ 問題 点等	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和51年開業の〇〇スイミングクラブ(スクール)を運営している。 ・代表取締役自身が水泳の選手、コーチ出身で、選手育成の必要性からスクールを立ち上げた。 ・特にジュニア(小・中学生)の選手の育成に力を入れている。レッスンは、レベル分けされたクラスごとに行い、9級まではそのテストによって各級を認定する。 ・当スクールへのアクセスは、児童が通いやすいように大船駅からバスを3ルート運行している。 ・近年は、シニアのコースも設定し、能力別にクラス分けして各クラス指導員のもとでのレッスンもある。泳げない方から、マスターズ大会出場者まで幅広いクラス分けになっている。 ・新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている。一般のスポーツクラブと同様、スイミングスクールである当社も、新型コロナウイルスの多大な影響を受け、売上が激減した。 ・スクール自体は今年の2月から5月にかけて一部営業を自粛(休館)した。 ・6月の月謝は半額とした。 ・7~8月の夏休みの時期は例年幼稚園指導と小中学生の夏休み短期教室を行っているが、今年は中止とした。 ・退会者も相次ぎ、昨年同月の7~8割程度となってしまった。 ・持続化給付金、家賃支援給付金等を受給しながら、3人の正社員とコーチの雇用を守るべく、営業継続の努力をしている。 ・これまで、入会希望者対応、スクール生との予約等のやり取りは電話か窓口で実施していたが、これでは事務所内で密集になってしまう。従来のやり方を変える必要があると感じた。 ・感染防止対策の徹底策として、ご父兄の方の観覧・ロッカーへの出入りはお控えいただくようにした。 ・非対面型ビジネスモデル構築として、連絡等は極力ネットを利用することとしたい。HPを充実させ、ユーザーインターフェースを使いやすいものとした上で、メールフォームによる入会手続き及び各種連絡、一斉連絡、コーチ採用の手続きを実施する仕組みを構築したい。 ・経営が苦しい中で経費がかかるので、補助金を利用したい。 						

指導概要(指導日毎)

令和2年11月17日(火)20:00~22:00 場所:〇〇スイミングクラブ事務室

相談者:代表取締役◇◇◇◇様

新型コロナウイルス感染症の中小企業向け支援施策について説明しました。

1. 新型コロナウイルス関連支援策の説明

(1) 小規模事業者持続化補助金

・ 上限50万円、補助率2/3の通常型のほかに、上限100万円、B、Cなら補助率3/4のコロナ特別枠及び上限50万円補助率10/10の事業再開枠の募集がある。

・ 新型コロナウイルス感染症対応「特別枠」は対象経費の1/6以上が以下のA~Cのいずれかの要件が必要となる。

A サプライチェーンの毀損への対応

B 非対面型ビジネスモデルへの転換

C テレワーク環境の整備

(2) 神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金(以下、「県補助金」)

・ IT関連の事業は、①非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、②ITサービス導入、の2つの分野が利用でき、経費の一部を県が補助するものである。①、②とも補助率は補助対象経費の3/4以内、補助上限額は100万円になる。

(3) IT導入補助金

・ バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得など付加価値向上に繋がるITツールの導入を支援するものである。
・ 現在、新型コロナ感染症対応「特別枠」が創設され、甲:サプライチェーンの毀損への対応、乙:非対面型ビジネスモデルへの転換、丙:テレワーク環境の整備、の3つの場合に分けて、補助率を甲の場合は2/3、乙または丙の場合は3/4に引き上げ、ハードウェアレンタル費を補助対象化、補助対象経費の1/6以上が以下の甲・乙・丙対応したIT投資をすることが必要、となっている。

2. 当社の場合について

・ 社内にIT関係に詳しい者がいない場合は、申請を事業者側で行うIT導入補助金の利用が良いと思うが、IT導入支援事業者を選択し利用ツールがなければならない。当社の場合には以前から利用している事業者はなく、IT導入支援事業者に登録している事業者も知らない。

・ 持続化補助金または県補助金を選択する場合は、申請書に新型コロナの影響を受けて、売上減少から再起に向けての対応策、具体的内容、経費の種類を記入する必要がある。

・ 結論として、当社の場合、依頼する事業者が決まっており、また、売上減少からの再起、感染症拡大防止の観点から当てはまる県補助金を利用するのが良いと考える。

3. 次回までに準備するもの

- ・ 売上減少の要因分析
- ・ 再起及び感染症拡大防止策の整理
- ・ 当社で実施したい内容の仕様の整理

令和2年11月27日(金)20:00~22:00 場所:〇〇スイミングクラブ事務室

相談者:代表取締役◇◇◇◇様

県補助金の申請と補助事業の内容について、次のように指導した。

1. 県補助金の申請について

(1) 概要

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者が、令和2年4月7日から令和3年1月15日までの期間に実施した、①非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、②ITサービス導入、③生産設備等導入又は④ビジネスモデル転換に要する経費の一部を県が補助するものです。

・ 補助率は補助対象経費の3/4以内、補助上限額は①、②が100万円、③が200万円、④は5,000万円になります。

・ 通常の補助金は交付決定通知があってから事業を実施しますが、この県補助金は4月7日に遡ることができます。

(2) 今回の補助事業の区分について

・ 当社の希望として②に当てはまると思いがちですが、内容から①の非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、が当てはまります。

(3) 申請書類記入のしかた

・ ③の場合は様式1、1-2、1-3、1-4が基本的に必要な申請書類になります。

・ このうち、様式1-3の補助事業計画書の記入内容が採択可否のポイントになります。

・ 様式1-3には、事業名、補助事業の取組内容、補助事業の効果、の記入ぶりが特に重要です。

・ 事業名は、事業内容を簡潔に記入しなければなりません。通常は社会的意義などを含めるといいのですが、今回はコロナ対策ですので、パンフレット記載の語句をそのまま使ってもいいと思います。

例)「非対面ビジネスモデル構築」、「感染症拡大を防止」、「業務効率の向上に資する」、「既存設備の効率化や生産能力の向上に資する」、「新たな生産又は販売方法を導入する事業」等

2. 補助事業の取組内容について

・ 「〇補助事業の内容」について、1. 当社のご紹介、2. 新型コロナウイルスの影響、3. 事業課題と新型コロナウイルス感染症対策にむけて、4. 具体的な取り組みの内容、5. 事業の効果、とすればよいのではないかと。

・ 新型コロナの影響はどの企業も少なからず影響を受けていると思うので、その内容をそのまま記入すれば良いと思います。

・ 具体的な取組内容の書きぶりが、最大のポイントとなります。新型コロナの影響を受けて、売上減少から再起に向けての対応策の具体的な内容を記入する。

3. 次回までに準備するもの

- ・ 補助事業の効果についての記入
- ・ 必要書類の整理、確認

令和2年11月30日(月)20:00~22:00 場所:〇〇スイミングクラブ事務室

相談者:代表取締役◇◇◇様

補助事業の効果と申請手続きについて、次のように指導した。

1. 補助事業の効果について

- ・ ITサービス導入による従来の対面による営業活動からの補完効果や、業務効率化の状況を記入する
- ・ スケジュールと実施体制を必ず記入する
- ・ 本補助制度の活用により、感染症拡大防止事業を実施することで、お客様と従業員の安全を第一に考え安心して当社をご利用して頂けるよう努力し、減少した売上を回復するとともに、当社関係者の罹患ゼロの継続を図ること
- ・ 当社のHPやSNSによる発信やスクール紹介とともに、感染症拡大防止対策取り組み内容を発信することで、新規入会者の回復と退会者の減少により売上を回復できるよう努力すること
- ・ 間接的な効果として、売上を回復させることでパートを含む当社従業員の雇用維持に繋がること。また、ジュニアの選手を育成し結果を出すことは地域経済活性化につながるものと考えていること

2. 収支計算書(様式1-4)について

- ・ 3期分の予想売上推移を既存事業に補助事業による効果を加えて記入する。
- ・ 補助対象事業の収支予算については、内容毎に補助対象を記入すると金額及び資金調達の方法は自動計算される。

3. 申請に必要な書類の確認について

- ・ 申請書等の書類、履歴事項全部証明書、決算書1期分、CD-Rの確認
- ・ 書類の記載事項、押印の確認
- ・ 12月4日の消印有効なので、期日までに郵送する。

今後の課題・専門家の意見、総括等

- ・ 新型コロナウイルスの拡大に伴い、対面作業からネットによる非対面への手続きへと移行しようとするは大変良い方向性だと思う。従業員の皆様もこの機会に感染拡大防止を推進して欲しい。
- ・ 神奈川県では新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業者を支援するため【LINEコロナお知らせシステム】の活用を進めている。WEB登録により定められた感染対策のガイドライン等に沿った対策を、店舗・施設等がどのように行っているかを一覧で示した「感染防止対策取組書」が発行されるので、それに沿って対策を進めてほしい。
- ・ 支援する中で、昨年時点ですでに営業赤字であることが判った。地元の選手を育成する大切なスイミングスクールなので、健全な経営をして施設の整備による利便性の向上などを進めてほしい。そのための支援も今後も続けることが望ましい。